

交 付 基 準

区分	基準とする税目
新設	(1) 新築又は購入した建物に係る固定資産税 (2) 新築又は購入した事業所の事業の用に供する償却資産に係る固定資産税 (3) 法人町民税
増設	新築又は購入した建物又は増築した建物の増築部分に係る固定資産税
改修	(1) 新築又は改築した建物に係る固定資産税 (2) 新築又は改築した事業所の事業の用に供する償却資産に係る固定資産税
移転	(1) 新築又は購入した建物に係る固定資産税 (2) 新築又は購入した事業所の事業の用に供する償却資産に係る固定資産税

指 定 要 件

区分	要 件
新設	(1) 投下固定資産額（土地取得費を除く。以下この表において同じ。）が3,000万円以上 (2) 新築又は購入した建物の延べ床面積が500平方メートル以上 (3) 従業員の数が5人以上
増設	(1) 投下固定資産額が1,500万円以上 (2) 新築若しくは購入した建物又は増築部分の延べ床面積が250平方メートル以上 (3) 増設後の事業所の建物の延べ床面積（当該事業の用に供する建物の延べ床面積の合計面積をいう。）が500平方メートル以上 (4) 従業員の数が5人以上
改修	(1) 投下固定資産額が3,000万円以上 (2) 改修後の事業所の建物の延べ床面積が500平方メートル以上かつ改修前の建物の延べ床面積以上 (3) 従業員の数が5人以上
移転	(1) 投下固定資産額が3,000万円以上 (2) 建物の延べ床面積が500平方メートル以上かつ移転前の建物の延べ床面積以上 (3) 従業員の数が5人以上